

令和2年2月栃木市教育委員会定例会会議録

令和2年2月栃木市教育委員会定例会を、令和2年2月25日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木千津子教育長 後藤 正人職務代理者 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 館野 知美委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり

林 慶仁委員

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 部 長	川 津 浩 章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信 行
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎
参事兼学校教育課長	大 阿 久 敦
学 校 教 育 課 主 幹	堀 江 真 哉
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊 二
保 健 給 食 課 長	藤 平 恵 市
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義 美
公 民 館 課 長	三 柴 浩 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島 正 則
文 化 課 長	金 井 武 彦

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

大橋 孝子委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 主事 麻生 菜央

6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

報告第1号 平成30年度栃木市生涯学習振興計画進行管理の報告について

報告第2号 平成30年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について

議案第1号 栃木市教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第3号 栃木市教育研究所設置条例施行規則の制定について

議案第4号 栃木市不登校児童生徒適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第5号 栃木市立小中学校学校支援員派遣に関する要綱を廃止する要綱の制定について

議案第6号 栃木市教育相談員設置要綱を廃止する要綱の制定について

議案第7号 栃木市学校腎臓検診事業実施要綱及び栃木市学校給食食物アレルギー対応調整会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第8号 栃木市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第9号 青少年育成センター条例施行規則及び栃木市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 栃木市スポーツ施設のストック適正化計画の策定について

議案第11号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第12号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第13号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第14号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第15号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第16号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第17号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第18号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第19号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第20号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第21号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第22号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

議案第23号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

- 議案第 24 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について
- 議案第 25 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について
- 議案第 26 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について
- 議案第 27 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について
- 議案第 28 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について
- 議案第 29 号 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について

日程第 4 その他

日程第 5 議事

- 議案第 30 号 栃木市職員分限懲戒等審査委員会への諮問について

《会 議》

教 育 長 — 午後2時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —

教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。1月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

— 令和2年1月定例教育委員会会議録に西脇委員が署名 —

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

— 資料に基づき報告 —

1 はじめに

①栃木市教育研究発表会について

②アシストネットボランティア交流会について

2 管理職期末面談より

①学校ホームページ等を活用した積極的な情報発信

②教職員の授業力向上に向けた指導・助言

③「働き方改革」の推進

3 締めくくりの季節。次年度への新たなスタートに向けてお願いしたいこと

①令和2年度の「栃木市学校教育の重点」を基に、本年度の成果と課題を踏まえた「本校ならではの」経営の方針と具体策を固めること

②「人事異動」を、個々の教職員の成長と組織活性化への契機に

③「いかなる時も、児童・生徒の生命と人権を守ることを最優先する」との意思を改めて校内で共有すること

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

福 島 委 員 教育長報告とは直接関係はないのですが、新型コロナウイルス感染症対策について、年度の変わり目には学校だけではなく各地域での行事が増えると思います。そのようなイベントの開催については教育委員会から指導や基準が示されているのでしょうか。

教 育 部 長 現在のところ、栃木市内では感染者は確認されておりません。しかし、本日の文部科学大臣の会見にあった通り、市内に感染者がいなくても、地域全体での感染拡大を抑える目的で臨時休校を検討するのも1つの手となります。現時点では手洗いと咳のエチケットを徹底し、保健給食課においては市内各小中学校に手指消毒剤を配付しておりますので、供給を続けていきたいと考えております。また、卒業式の際には、保護者の方に手指消毒液の利用とマスクの着用にご協力いただき、熱があるときには無理をせず休んでいただくことを徹底したいと考えております。

福 島 委 員 ご説明にあったマスクなのですが、現在非常に入手が困難になっています。卒業式においても、保護者の方がマスクを持っていないことがあると思います。そのような場合、マスクの支給は可能なのでしょうか。

教 育 部 長 児童生徒や参列者が多い学校ですと、卒業式に1,000人近く集まる学校もご

ございます。学校で用意することは困難でありますので、マスクの持参にご協力を
いただくようお願いさせていただきます。

福 島 委 員

これから新型コロナウイルス感染症の拡大のスピードがピークの時期に入っ
てまいります。その時期に行われる小中学校の卒業式はどうなるのだろうと思っ
ていました。

教 育 長

イベントの開催等につきましては、教育委員会に限らず、市全体としての方針を、
本日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえまして固め
ていくことになろうかと思えます。現時点では、不特定多数の方が参加する室内
での飲食を伴うようなイベントは控えるようにといった動きはあります。屋外で
あっても、密集度や開催の内容によっては検討していくことになります。そのよ
うなことも、国の方針に準じて決定していくことになります。

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。報告第1号 平成30年度栃木
市生涯学習振興計画進行管理の報告について、を議題といたします。生涯学習課
佐藤課長より説明をお願いします。

生涯教育課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

報告第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員

主要施策Ⅱ-5 社会教育における人権教育の推進について、人権啓発のための講
座開催数が1, 161講座と大変多くなっています。どのようなことをしている
のでしょうか。

生涯教育課長

人権啓発のための講座におきましては、生涯学習課の講座だけではなく、各地域
の集会所でサークルが行っている講座も含んでおります。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございます。

次に、報告第2号 平成30年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について、
を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

文 化 課 長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

報告第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

舘 野 委 員

今後の成果と課題として、高校生蔵部を中心に連携を図っていくという記載が報
告書に多く見受けられます。高校生蔵部のニーズは非常に高いのですが、高校生
の本分は学業です。ボランティアや地域の行事に関心はあっても、勉強との両立
が難しいと聞いたことがあります。高校生蔵部に限らず、各学校から高校生を派
遣するというのは難しいのでしょうか。

生涯教育課長

高校生蔵部に活動を手伝ってほしいといった要請はありますが、本業である学業
が忙しいということもありますので、自分たちの活動に役立つかを高校生蔵部内
で話し合い、取捨選択した上で、行事等に参加するという流れで行っております。
要請があったもの全てに参加するということはしないようにしております。

また、高校生蔵部に限らず、学校からの高校生の派遣となりますと、学校のご理

解が必要になります。学校を指定して高校生を派遣するというのは難しいと思われ
れます。

教 育 長
後 藤 委 員

他にいかがでしょうか。

栃木市は文化財が豊富な場所です。そして、文化財は市民共有の財産であるとも
いえます。そのような視点からすると、文化財の有効活用が重要になってきます
が、報告書内で評価が全てBとなっております。文化財は活用していかなければ
価値が認められません。この点は重点的に進めていただければと思っております。
貴重なご意見ありがとうございます。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございます。

次に、議案第1号 栃木市教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則
の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願い
します。

教育総務課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第1号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでし
ょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第1号について、可決いたします。

次に、議案第2号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方自治法第180条の2
の規定に基づく協議について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より
説明をお願いします。

教育総務課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第2号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第2号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでし
ょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第2号について、可決いたします。

次に、議案第3号 栃木市教育研究所設置条例施行規則の制定について、を議題
といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでし
ょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第3号について、可決いたします。

次に、議案第4号 栃木市不登校児童生徒適応指導教室設置要綱の一部を改正す

る要綱の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長
教 育 長

— 議案書に基づき説明 —

議案第4号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第4号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第4号について、可決いたします。

次に、議案第5号 栃木市立小中学校学校支援員派遣に関する要綱を廃止する要綱の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長
教 育 長

— 議案書に基づき説明 —

議案第5号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第5号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第5号について、可決いたします。

議案第6号 栃木市教育相談員設置要綱を廃止する要綱の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長
教 育 長
館 野 委 員

— 議案書に基づき説明 —

議案第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

栃木市教育相談員設置要綱を廃止することによって、業務の増加や職員の削減はあるのでしょうか。

学校教育課長

現行と変わりありませんので、本要綱を廃止することによって業務の増加や職員の削減が発生することはございません。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第6号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第6号について、可決いたします。

次に、議案第7号 栃木市学校腎臓検診事業実施要綱及び栃木市学校給食食物アレルギー対応調整会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。保健給食課 藤平課長より説明をお願いします。

保健給食課長
教 育 長

— 議案書に基づき説明 —

議案第7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第7号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第7号について、可決いたします。

次に、議案第8号 栃木市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則の制定について、を議題といたします。生涯学習課 佐藤課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第8号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第8号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第8号について、可決いたします。

次に、議案第9号 青少年育成センター条例施行規則及び栃木市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。生涯学習課 佐藤課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第9号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第9号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第9号について、可決いたします。

次に、議案第10号 栃木市スポーツ施設のストック適正化計画の策定について、を議題といたします。スポーツ振興課 飯島課長より説明をお願いします。

スポーツ振興課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第10号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員

ただ今の説明にあった社会体育施設と都市公園のスポーツ施設の違いは何なのでしょう。また、施設の維持だけではなく、改善や廃止を含んだ内容も検討するとありますが、新築の予定はないのでしょうか。

スポーツ振興課長

まず、社会体育施設と都市公園のスポーツ施設の違いにつきまして回答いたします。栃木市内ですと、栃木市総合運動公園や大平運動公園、岩舟総合運動公園は都市公園の指定を受けておりますので、管理等は公園緑地課が行っております。また、大宮運動広場、大光寺や柳原の思川沿いの河川敷の運動場、西方のかっぱ広場等の社会体育施設につきましては、管理等はスポーツ振興課が行っております。

また、新築や廃止につきましては、スポーツ庁の方針や栃木市の現状を考えますと、栃木市は1市5町が合併したため、施設数が大変多くなっております。そのため、スポーツ施設を新築することは難しいと考え、廃止や縮小を検討しております。

福 島 委 員

各地域の体育館はスポーツ施設のストック適正化計画の対象にはならないのでしょうか。

スポーツ振興課長 対象は都市公園になりますので、各地域の体育館につきましてはスポーツ施設のストック適正化計画の対象にはなりません。また、都市公園につきましては改修等を進めていくという方針になっております。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第10号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第10号について、可決いたします。
ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時40分からいたします。

《午後3時40分より》

教 育 長 それでは、休憩前に引き続きまして議事を始めます。
議案第11号から議案第29号までの19件は、いずれも歴史的風致形成建造物の指定に伴う案件ですので、一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第11号から議案第29号は、一括議題といたします。
それでは、文化課 金井課長より説明をお願いします。

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長 議案第11号から議案第29号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 今回の歴史的風致形成建造物の指定と重要伝統的建造物群保存地区の選定は何が違うのでしょうか。

生涯学習部長 歴史的風致形成建造物の指定と重要伝統的建造物群保存地区の選定は別物となっております。
重要伝統的建造物群保存地区は国の選定という形をとっております。重要伝統的建造物群保存地区の選定とは、市が指定した伝統的建造物群保存地区の中でも重要であると国から指定を受けた、いわゆる文化財指定と同じ意味合いがあります。栃木市においても、嘉右衛門町を伝統的建造物群保存地区として指定をした後に、国による重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたところであります。
今回の歴史的風致形成建造物の指定につきましても、参考資料にあるように指定等区分に国登録文化財や県指定、市指定の建造物があります。こちらも文化財の指定等の区分になりますが、歴史的風致形成建造物は文化財指定の有無にかかわらず、指定が可能です。
歴史的風致形成建造物につきましては、国土交通省と農林水産省と文部科学省の3省からそれぞれ該当する事業の補助を受けられます。主に国土交通省の補助を受け、建築物の修繕を行っていくということになり、3省間の重複指定も可能です。例えば、1つの省から修理のための補助金を受けることも可能ですし、とある省からの補助金が間に合わない場合には、その他の省からの補助金を受け、修

繕していくことも可能です。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 栃木市歴史的風致形成建造物の指定に係る意見依頼について、議案第11号から議案第29号までを一括して採決いたします。原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、本件について、可決いたします。

次に、日程第4 その他 に入ります。教育委員による栃木第五小学校訪問について、西脇委員より報告をお願いします。

西 脇 委 員 — 教育委員学校訪問報告書に基づき報告 —

教 育 長 ありがとうございます。

こちらに参加された後藤委員から他に何かございますでしょうか。

後 藤 委 員 栃木第五小学校の児童は朝の登校時も元気な挨拶をしています。しかし、中学校に入学した途端に、挨拶がなくなってきてしまっているように見えます。その点は小中連携で改善を取り組めないかと思っております。

また、西脇委員からの報告にあった通り、学校評価につきましては全体的にアップしているのですが、教員、児童、保護者いずれも共通してダウンしているのが家庭学習です。家庭学習への意識が低いことが気になりました。栃木第五小学校では、重点的に取り組むと説明があったので、今後の様子を見てみたいと思っております。

教 育 長 他にご質問等いかがでしょうか。

館 野 委 員 栃木第五小学校は台風被害が甚大だったと聞いております。被害の詳細と復旧の進捗についてお聞きしたいです。

学校施設課長 栃木第五小学校につきましては、永野川が付近にありますので、グラウンドへの土砂の流入や洗堀が発生し、校舎1階の床が約5センチメートル浸水しました。復旧につきましては、国による災害査定が完了しまして、現在は工事の入札手続を進めております。3月上旬から中旬にかけて、業者を決定し、各担当の方で工程を調整していく予定です。

教 育 長 他にご質問等いかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 よろしいでしょうか。

次に、教育委員による三鴨小学校訪問について、館野委員より報告をお願いします。

館 野 委 員 — 教育委員学校訪問報告書に基づき報告 —

教 育 長 ありがとうございます。

こちらに参加された後藤委員、西脇委員から他に何かございますでしょうか。

西 脇 委 員 インフルエンザ対策のため、教育委員3人が全員同じ教室で児童とともに給食の時間を過ごしました。インフルエンザ予防のため、学校の先生方には配慮をしていただきました。

後 藤 委 員 教師の間で同僚性が発揮されていることと、指導要領が変わるときは学校と授業

を変えるチャンスであり、保護者の方の理解を得ながら引き算の発想で学校作りをしていったらいかがでしょうかと話をさせていただきました。

また、本日いただいた三鴨小だより第28号にも早速学校訪問における教育委員からの意見や感想が掲載されています。このようなスピーディーな感覚は大切だと思います。

教 育 長 学校だよりは学校によって特色があります。三鴨小の学校だよりは校長先生の思いが詰まっており、1月に1号だけではなく、2～3号発行されることもあります。

他にご質問等いかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 ありがとうございます。

次に、各課報告をお願いします。

各 課 長 — 各課報告書等に基づき報告 —

教 育 長 ありがとうございます。ただ今、各課より報告がございましたが、改めて確認されたいことや、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なしの声 —

教 育 長 ありがとうございます。

次に、日程第5 議事 に入ります。議案第30号 栃木市職員分限懲戒等審査委員会への諮問について、を議題といたします。

はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件の審議については、職員の分限懲戒に関する審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づき、秘密会にいたしたいと思います。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教 育 長 全員、「賛成」でありますので、議案第30号は、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づき、秘密会といたします。傍聴の方は、退席をお願いいたします。

《 秘密会 》

教 育 長 以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午後4時33分委員会の閉会を宣した。 ——

令和2年2月25日

教育長

署名委員